

令和4年4月から、新しい制度が始まります！

浜中町安心住まいの促進事業

町では、町民が永く安心して住み続けられる住まいづくりと住環境整備の促進、地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅の新築およびリフォームを行う方に助成金を交付しています。

これまででは、1住宅につき利用回数が1回でしたが、利用回数が大幅に増えます。(内容は以下のとおり)

- ① 新築住宅を取得した場合、5年後に住宅リフォームの申請ができるようになりました。
- ② 住宅リフォームの申請が合計20万円の助成となるまで複数回利用できるようになりました。
さらに、最初の交付決定日から5年後に過去の助成金額がリセットされ、再び住宅リフォームの申請ができるようになりました。
- ③ 新たに新築住宅や中古住宅を取得した場合も再利用できるようになりました。

☆新制度の開始につき、過去に助成を受けた方も全員が改めて利用可能となります☆

●助成の条件

- ① 工事着手前であること。
- ② 本町に住所を有している方または住所を有する予定である方のうち、満20歳以上の方。
- ③ 町内住宅の所有者で、対象住宅に居住している方または居住する予定である方。
- ④ 町内の建設業者と請負契約を締結した方。
- ⑤ 住宅所有者と同居親族全員が町税や各種使用料などを完納していること。
- ⑥ 専用住宅および併用住宅(住宅部分のみ)であること。
- ⑦ 新たに新築住宅または同居の親族以外から中古住宅を取得した方



●工事の種類と助成金額

助成金は、町内の店舗や事業所などで使える「浜中町ピリカ金券」で助成します。

工事の種類	助成対象工事費	助成金額
①住宅の新築 または新築建売住宅の購入	500万円未満	助成対象外
	500万円以上	一律30万円を助成
②住宅リフォーム 合計20万円の助成となるまで複数回使用可能 (最初の交付決定日から5年ごとに過去の助成金額をリセット)	10万円未満	助成対象外
	10万円以上200万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	200万円以上	一律20万円を助成
③水洗化改造工事 (住宅リフォームと併用して行う水洗化改造工事は、「②住宅リフォーム」の工事とみなします。)	10万円未満	助成対象外
	10万円以上30万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	30万円以上	一律3万円を助成

※次の場合は助成の対象外となります。

- ・後付照明器具、備置きコンロ、ストーブ、家具、家電、カーテン、ブラインド、じゅうたん等を購入設置する場合。
- ・車庫、物置等に係わる施工をする場合。
- ・外構に係わる舗装、融雪設備、散策路、庭、花壇等を施工する場合。

問い合わせ先 役場建設課建築係 TEL 0153-62-2343 (直通)